



## 《会計・税務の知識》 標準報酬月額決定にかかる『現物給与価額(食事)』の計算

### はじめに

前回、社会保険の標準報酬月額決定における『現物給与価額(住宅)』の計算方法について、ご紹介しましたので、今回は、もう一つの『現物給与価額(食事)』の計算方法についてご紹介します。

### 1. 『現物給与価額(食事)』とは!?

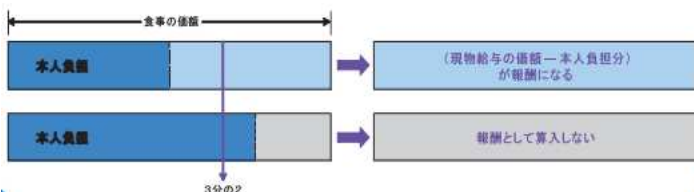
給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、日々の食事代の補助(賄い等も含む)を支給している場合、その現物を通貨に換算し、報酬に合算して標準報酬月額の決定を行います。

### 2. 食事の現物支給の形態とは!?

a) 使用者が調理施設で食事を調理する形態  
 b) 食券の支給という形で支給する形態  
 c) 給食業者に依頼して食事を支給する形態  
 他にもいくつもの形態がありますが、上記の形態が主に考えられます。

### 3. 食事で支払われる報酬等

現物給与に相当するもののうち、次の4.に記載する告示額の2/3以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとして取扱うことになります。



### 4. 『現物給与価額(食事)』の計算方法について 現物給与価額一覧(都道府県)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額(書1書につき)	
北海道	19,500	650	160	230	260	1,000	
青森	19,500	650	160	230	260	940	
岩手	19,200	640	160	220	260	1,030	
宮城	18,900	630	160	220	250	1,380	
秋田	19,200	640	160	220	260	1,010	
山形	20,100	670	160	230	280	1,180	
福島	19,500	650	160	230	260	1,070	
茨城	19,500	650	160	230	260	1,270	
栃木	19,500	650	160	230	260	1,310	
群馬	19,200	640	160	220	260	1,170	
埼玉	19,800	660	160	230	270	1,750	
千葉	19,500	650	160	230	260	1,700	
東京	20,100	670	160	230	280	2,590	

引用：日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kouunen/hokenryo-kankei/hoshu/20150511.html>

東京都を例にとって計算方法を説明します。  
 例①現物給与価額の2/3未満の価額を食事代として徴収(負担)している場合

1ヶ月当たり食事代徴収額・・・10,000円(A)  
 1ヶ月当たり現物給与価額・・・20,100円(B)  
 現物給与価額2/3の価額(B×2/3)・・・13,400円(C)  
 ※(A)は(C)よりも小さい



現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

○現物給与価額(B-A)=10,100円

例②現物給与価額の2/3以上の価額を食事代として徴収(負担)している場合

1ヶ月当たり食事代徴収額・・・13,400円(A)  
 1ヶ月当たり現物給与価額・・・20,100円(B)  
 現物給与価額2/3の価額(B×2/3)・・・13,400円(C)  
 ※(A)は(C)と同額



現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

○現物給与価額=0円

例③昼食のみ支給した場合の計算方法(21日分)

21日分食事代徴収額・・・1,000円(A)  
 21日分現物給与価額(230円×21日)・・・4,830円(B)  
 現物給与価額2/3の価額(B×2/3)・・・3,220円(C)  
 ※(A)は(C)よりも小さい



現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

○現物給与価額(B-A)=3,830円

### おわりに

飲食店を経営されている方は特に賄い等を従業員に支給することもあると思いますので、標準報酬月額算定の際には、忘れずに現物給与価額を報酬と合算して計算しましょう。(担当：渡邊)